



## 一、最新中国法令

### ● 中华人民共和国人口与计划生育法（修改）

【发布单位】全国人民代表大会常务委员会

【发布文号】主席令第四十一号

【发布日期】2015-12-27

【实施日期】2016-01-01

【内容提要】此次修改内容主要包括：

修改内容	影响
<ul style="list-style-type: none"> <li>第十八条删除“<u>鼓励晚婚晚育</u>”。</li> </ul> <p>修改为：国家提倡一对夫妻生育两个子女。符合法律、法规规定条件的，可以要求安排再生育子女。……</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取消晚婚假、晚育假、晚育陪护假。</li> <li>符合法律法规规定生育的，无论一孩还是两孩，甚至一些符合地方法规规定的再生育三孩以上的，都可以享有延长生育假的相关奖励或者其他福利待遇。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>第二十五条删除“<u>对晚婚晚育夫妻进行奖励</u>”。</li> </ul> <p>修改为：符合法律、法规规定生育子女的夫妻，可以获得延长生育假的奖励或者其他福利待遇。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>后续应持续关注，各省市人大及其常委会可能修改地方性法规，对婚假、产假、陪护假等进行具体规定。</li> </ul>

【法令全文】请点击以下网址查看：

[http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2015-12/28/content\\_1957359.htm](http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2015-12/28/content_1957359.htm)

### ● 关于授权国务院在实施股票发行注册制改革中调整适用《中华人民共和国证券法》有关规定的决定

【发布单位】全国人民代表大会常务委员会

【发布日期】2015-12-27

【实施日期】2016-03-01（实施期限二年）

【内容提要】该决定授权国务院，对拟在上海证券交易所、深圳证券交易所上市交易的股票的公开发行，调整适用《证券法》关于股票公开发行核准制度的有关规定，实行注册制度，具体实施方案由国务院作出规定。

【备注】日前，国务院新闻办公室介绍《关于进一步显著提高直接融资比重优化金融结构的实施意见》的有关情况，并答记者问。主要内容包括：

## 一、最新中国法令

### ● 中华人民共和国人口・計画生育法（改正）

【発布機関】全国人民代表大会常務委員会

【発布番号】主席令第四十一号

【発布日】2015-12-27

【実施日】2016-01-01

【概要】今回の主な改正内容は下記の通りである。

改正内容	影響
<ul style="list-style-type: none"> <li>第十八条の「<u>晩婚、晩産を奨励する</u>」を削除した。</li> <li>「国はひと組の夫婦が2人の子供を生むよう提唱する。法律、法規規定の条件に合致する場合、もう一人子供を産むよう求めることができる。……」に改正した。</li> <li>第二十五条の「<u>晩婚・晩産の夫婦に褒賞を与える</u>」旨の規定を削除した。</li> <li>「法律、法規規定に適合する出産について、褒賞として出産休暇の延長又はその他福利待遇を享受できる」に改正した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>晩婚休暇、晩産休暇、晩産付添休暇を廃止する。</li> <li>法律法規規定に適合する出産である場合、1人又は2人のいずれの場合でも（ひいては一部の地方法規規定に合致する3人以上を出産した場合）、出産休暇の延長又はその他福利待遇を享受することができる。</li> <li>各省の市人民代表大会及び同大会の常務委員会が地方法規を改正し、結婚休暇、出産休暇、付添休暇などについて具体的に規定する可能性があるため、今後の動きに引き続き注目する必要がある。</li> </ul>

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

[http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2015-12/28/content\\_1957359.htm](http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2015-12/28/content_1957359.htm)

### ● 国务院に権利を付与し、株式発行の登録制改革において、「中華人民共和国証券法」の関係規定適用を調整することに関する決定

【発布機関】全国人民代表常務委員会

【発布日】2015-12-27

【実施日】2016-03-01（実施期間は二年とする）

【概要】本決定により、国务院に権利を付与し、上海証券取引所、深セン証券取引所において上場取引を行う予定である株式の公開発行について、「証券法」の株式公開発行認可制度に関する関係規定の適用を調整し、登録制度を実行するとしている。具体的な実施方案は国务院が規定する。

【備考】先頃、国务院ニュース事務局は、「直接融資の比例を更に大幅に引き上げ、金融構造を最適化することに関する実施意見」の関係状況を紹介し、記者団の質問に答えている。主な内容は下記の通りである。

- 注册制：2016 年落实注册制，但节奏和价格的控制不会直接放开。  
注册制以信息披露为中心，股票发行时机、规模、价格等由市场参与各方自行决定，投资者对发行人的资产质量、投资价值自主判断并承担风险，监管部门重点对发行人信息披露的齐备性、一致性和可理解性进行监督，不再为企业上市“背书”。
- 2016 年建立上海证券交易所战略新兴板。
- 完善全国中小企业股份转让系统，研究开展向创业板转板试点。
- 规范发展区域性股权市场，开展股权众筹融资试点。
- 私募基金：新三板挂牌与再融资暂停，对已挂牌机构资金使用情况进行调研。
- 完善新三板，大幅增加挂牌公司数量，支持中小微金融机构以及高科技企业在新三板挂牌。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2015-12/28/content\\_1957440.htm](http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2015-12/28/content_1957440.htm)

- 登録制：2016 年に登録制を実行する。但し、ペース及び価格の規制をすぐに緩和することはない。  
登録制は情報開示を柱として行う。株式の発行時期、規模、価格などは市場参加当事者自身で決定し、投資者は発行者の資産の質、投資価値について自己判断のうえ、リスクを負担する。監督管理部門は発行者から開示された情報の完全性、一致性、わかりやすさについて重点的に監督し、企業の上場について、以後「保証」しない。
- 2016 年に上海証券取引所にて戦略的新興板を創設する。
- 全国中小企業株式譲渡システムを整備し、研究のうえ、創業板へ試験的に移行させる。
- 区域型株式市場を秩序立てて発展させ、株式の融資型クラウドファンディングを試験的に展開する。
- プライベートファンド：新三板上場と再融資を一時的に停止し、上場済みの機関の資金使用状況の調査・研究を行う。
- 新三板を整備し、上場会社の数を大幅に増やし、中小零細金融機関及びハイテク企業の新三板での上場を支持する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2015-12/28/content\\_1957440.htm](http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2015-12/28/content_1957440.htm)

● **深化国税、地税征管体制改革方案**

【发布单位】中共中央办公厅、国务院办公厅

【发布日期】2015-12-24

【内容提要】该方案提出：

<b>合理划分国税、地税征管职责</b>
中央税由国税部门征收，地方税由地税部门征收，共享税的征管职责根据税种属性和方便征管的原则确定。
<b>推进办税便利化改革</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 加快推行办税事项同城通办，2016 年基本实现省内通办，2017 年基本实现跨区域经营企业全国通办。</li> <li>▪ 完善首问责任、限时办结、预约办税、延时服务、“<a href="#">二维码</a>”<a href="#">一次性告知</a>等。</li> <li>▪ 合理简并纳税人申报缴税次数，一窗受理，全面推行网上审批，推进涉税信息公开，规范、简并纳税人报表资料；等。</li> </ul>

● **国税、地方税の徴収管理体制改革推進方案**

【発布機関】中国共産党中央委員会弁公庁、國務院弁公庁

【発布日】2015-12-24

【概要】本方案では以下の通り、提起している。

<b>国税、地方税の徴収管理における職責を合理的に区分する</b>
中央税は国税部門が徴収し、地方税は地方税部門が徴収する。共通税の徴収管理における職責は税目の属性及び徴収管理の利便性原則に従い、確定する。
<b>税務手続き利便化改革を推進する</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 同じ都市内なら税務手続きを統一させることを速やかに推し進め、2016 年には同じ省内なら手続きを統一させるよう概ね実現し、2017 年には区域を跨る経営企業につき全国で手続きを実施できるよう概ね実現する。</li> <li>▪ 首問責任（問い合わせを受けた者が最後まで責任を持って対応すること）、所定時間内の処理完成、税務手続き予約、取扱時間延長サービス、<a href="#">「QRコード」一括告知</a>などの体制を完備する。</li> <li>▪ 納税者の納税申告回数を合理的に減らし、受理窓口を一本化し、オンライン審査許可を全面的に推し進め、税務関係情報の公開を推し進め、納税者の報告書資料の規範化と簡素化を行うなど。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>制定实施“互联网+税务”行动计划，建设融合国税、地税业务，标识统一、流程统一、操作统一的电子税务局，2017年基本实现网上办税。</li> </ul>
<b>建立促进诚信纳税机制</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>对纳税信用好的纳税人，开通办税绿色通道，减少税务检查频次或给予一定时期内的免检待遇。</li> <li>对进入税收违法“黑名单”的当事人，严格税收管理，实施禁止高消费、限制融资授信、限制取得政府供应土地、阻止出境等惩戒。</li> </ul>
<b>其他</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>大幅度取消和下放税务行政审批项目，实现税收管理由主要依靠事前审批向加强事中事后管理转变，推行纳税人自主申报。</li> <li>全面推行电子发票。2016年实现所有发票的网络化运行，推行发票电子底账，逐一实时采集、存储、查验、比对发票全要素信息。</li> </ul>

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.gov.cn/xinwen/2015-12/24/content\\_5027603.htm](http://www.gov.cn/xinwen/2015-12/24/content_5027603.htm)

<ul style="list-style-type: none"> <li>「税務のオンライン化」行動計画を制定のうえ、実施し、国税と地方税の業務を融合させた、統一された標識、プロセス、オペレーションを有する電子税務局を建設し、2017年に税務処理のオンライン化を概ね実現する。</li> </ul>
<b>納税信用促進メカニズムを構築する</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>税金納付の信用状況が良好な納税者に対して、税務手続きの特別ルートを設け、税務検査回数を減らす、又は一定期間内の検査を免除する。</li> <li>税收违法の「ブラックリスト」に入れられた当事者に対して、税收管理を厳格にし、高額消費の禁止、融資の与信枠制限、政府供給の土地取得制限、出国阻止などの懲罰を実施する。</li> </ul>
<b>その他</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>税務行政審査許可項目を大幅に廃止・下部委譲し、税收管理について、従来の主に事前審査許可に頼ったやり方から事中・事後管理強化に変更し、納税者による自己申告制を推進する。</li> <li>電子発票を全面的に押し広げる。2016年に全発票のオンライン化を実現し、発票の台帳電子化を推し進め、発票の全要素・情報を逐一リアルタイムで収集・保管・検査・照合できるようにする。</li> </ul>

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.gov.cn/xinwen/2015-12/24/content\\_5027603.htm](http://www.gov.cn/xinwen/2015-12/24/content_5027603.htm)

● **缺陷消费品召回管理办法**

【发布单位】国家质量监督检验检疫总局  
 【发布文号】国家质量监督检验检疫总局公告 2015年第151号  
 【发布日期】2015-12-21  
 【实施日期】2016-01-01  
 【内容提要】该办法的主要特点包括：

<b>明确生产者召回第一责任人</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>生产者是缺陷消费品的召回主体。</li> <li>销售者、租赁者、修理者、零部件生产供应商、受委托生产企业等相关经营者应当向质检部门报告和向生产者通报消费品可能存在缺陷的相关信息。</li> <li>从中国境外进口消费品到中国境内销售的企业或境外企业在中国境内设立的授权机构视为该办法规定的生产者。</li> </ul>
<b>实行质检总局和省級质检部门二级监管模式（含进口产品）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>省級质检部门对本行政区域内消费品召回实施监督。</li> <li>总局认为消费品可能存在造成严重后果的缺陷或影响范围较大的，可以直接组织开展缺陷调查，并通报生产者所在地省級质检部门；也可以通知生产者所在地省級质检部门开展缺陷调查。</li> </ul>

● **欠陥消費財リコール管理弁法**

【発布機関】国家品質監督検査検疫総局  
 【発布番号】国家品質監督検査検疫総局公告 2015年第151号  
 【発布日】2015-12-21  
 【実施日】2016-01-01  
 【概要】本弁法の主な特徴は下記の通りである。

<b>生産者がリコールの第一責任者であることが明確にされた</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>生産者が欠陥消費財のリコール実施主体である。</li> <li>販売者、賃貸者、修理者、部品の生産・供給業者、生産受託企業などの経営者は品質検査部門及び生産者に対して、消費財に欠陥が存在する可能性があることに関する情報を報告しなければならない。</li> <li>中国国外から消費財を中国国内に輸入し販売する企業又は国外企業が中国国内で設立した授權機関を本弁法規定の生産者とみなす。</li> </ul>
<b>国家品質監督検査検疫総局と省級品質検査部門による2つの等級による監督管理を実行する（輸入製品を含む）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>省級品質検査部門が本行政区域内の消費財リコールに対して監督を実施する。</li> <li>総局が重大な結果をもたらす欠陥が消費財に存在する可能性がある又はやや広い範囲に影響をもたらすと判断した場合、直接、欠陥調査を行い、且つ生産者所在地の省級品質検査部門に連絡することができ、或いは生産者所在地の省級品質検査部門に通知し、欠陥調査を行わせることもできる。</li> </ul>



#### 对消费品召回范围实施目录管理制度

- 实施召回管理的消费品目录由质检总局制订、调整。
- 拟首先从儿童用品和家用电器产品开始实施。其中，儿童用品主要包括 11 类产品；家用电器产品主要包括 9 类产品。
- 烟草及烟草制品、机动车产品、民用航空器、民用船舶、食品、药品、化妆品、医疗器械产品、农药制品以及其他法律法规已经作出专门规定的，不适用该办法。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.aqsiq.gov.cn/...](http://www.aqsiq.gov.cn/)

#### 消費財のリコール範囲について目録管理制度を実施する

- リコール管理を実施する消費財の目録は国家品質監督検査検疫総局が制定、調整を行う。
- まず、子供用品及び家庭用電子電機製品から実施を開始する予定である。このうち、子供用品は主に 11 種類の製品が含まれる。家庭用電子電機製品は主に 9 種類の製品が含まれる。
- たばこ・たばこ製品、原動機付車両製品、民間用航空機、民間用船舶、食品、薬品、化粧品、医療器械製品、農薬製品及びその他法令で個別規定があるものについては、本弁法の適用対象外とする。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.aqsiq.gov.cn/...](http://www.aqsiq.gov.cn/)

#### ● 关于《适用增值税零税率应税服务退（免）税管理办法》的补充公告

【发布单位】国家税务总局  
【发布文号】国家税务总局公告 2015 年第 88 号  
【发布日期】2015-12-14  
【实施日期】2015-12-01  
【出台背景】[财税〔2015〕118 号](#)规定，境内单位和个人向境外单位提供离岸服务外包业务，技术转让服务、软件服务、电路设计及测试服务、信息系统服务、业务流程管理服务，以及合同标的物在境外的合同能源管理服务等，适用增值税零税率政策。

【内容提要】根据该公告：境内单位和个人向国内海关特殊监管区域及场所内的单位或个人提供的应税服务，不属于增值税零税率应税服务适用范围。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1956652/content.html>

#### ● 「増値税ゼロ税率が適用される課税サービスの税金還付(免除)管理弁法」に関する追加公告

【発布機関】国家稅務總局  
【発布番号】国家稅務總局公告 2015 年第 88 号  
【発布日】2015-12-14  
【実施日】2015-12-01  
【発布背景】[财税〔2015〕118 号](#)により、国内の組織及び個人が国外の組織に対して、オフショア役務アウトソーシング業務、技術譲渡サービス、ソフトウェアサービス、電気回路設計・テストサービス、情報システムサービス、ビジネスプロセス管理サービス、及び契約目的物が国外にある契約型エネルギー管理サービスなどを提供する場合、増値税ゼロ税率政策を適用する旨が規定されている。

【概要】本公告によると、国内の組織及び個人が国内の税関特別監督管理区域・場所内の組織又は個人に対して提供した課税サービスは、増値税ゼロ税率の適用から除外されている。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1956652/content.html>

#### ● 关于新形势下加快知识产权强国建设的若干意见

【发布单位】国务院  
【发布文号】国发〔2015〕71 号  
【发布日期】2015-12-22  
【内容提要】该意见提出推进知识产权管理体制机制改革、实行严格的知识产权保护等，其中包括：

- 将放宽知识产权服务业准入，加快建设知识产权服务业集聚区；扩大专利代理领域开放，放宽对专利代理机构股东或合伙人的条件限制。

#### ● 新情勢において、知的財産権大国の建設を加速化させることに関する若干意見

【発布機関】國務院  
【発布番号】国発〔2015〕71 号  
【発布日】2015-12-22

【概要】本意見では、知的財産権管理体制・メカニズム改革を推進し、厳格な知的財産権保護を実行することなどについて、提起している。このうち、以下の内容が含まれる。

- 知的財産権サービス業の参入規制を緩和し、知的財産権サービス業集約区の建設を加速化する。特許代理業の開放を拡大し、特許代理機関の株主及びパートナーの条件制限を緩和する。

- 加大知识产权侵权行为惩治力度。
- 将故意侵犯知识产权行为纳入企业和个人信用记录。
- 完善规制知识产权滥用制度，制定相关反垄断执法指南。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-12/22/content\\_10468.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-12/22/content_10468.htm)

● 化工（危险化学品）企业安全检查重点指导目录

【发布单位】国家安全生产监督管理总局  
 【发布文号】安监总管三〔2015〕113号  
 【发布日期】2015-12-14  
 【内容提要】该目录适用于化工企业和危险化学品生产、经营（带仓储设施）企业，作为安全监管部门组织安全督查及企业开展隐患排查的重点内容。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://www.chinasafety.gov.cn/...>

● 建设项目环境影响后评价管理办法（试行）

【发布单位】环境保护部  
 【发布文号】环境保护部令第37号  
 【发布日期】2015-12-10  
 【实施日期】2016-01-01  
 【内容提要】环境影响后评价，适用于该办法规定的部分建设项目；是指编制环境影响报告书的建设项目在通过环境保护设施竣工验收且稳定运行一定时期后，对其实际产生的环境影响以及污染防治、生态保护和风险防范措施的有效性进行跟踪监测和验证评价，并提出补救方案或者改进措施，提高环境影响评价有效性的方法与制度。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.mep.gov.cn/gkml/hbb/bl/201512/t20151222\\_319803.htm](http://www.mep.gov.cn/gkml/hbb/bl/201512/t20151222_319803.htm)

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

- 知的財産権侵害行為に対する懲罰を重くする。
- 故意の知的財産権侵害行為を企業・個人信用記録に組み入れる。
- 知的財産権濫用制度を整備し、独占禁止法の法執行ガイドラインを制定する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-12/22/content\\_10468.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-12/22/content_10468.htm)

● 化学工業（危险化学品）企業安全檢查重點指導目錄

【發布機關】國家安全生產監督管理總局  
 【發布番号】安監總管三〔2015〕113号  
 【發布日】2015-12-14  
 【概要】当該目録は、化学工業企業及び危険化学品生産、經營（倉庫施設付き）企業に適用され、安全監督管理部門が組織する安全監督検査及び企業が展開する危険性逐一点検の重要内容とされる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://www.chinasafety.gov.cn/...>

● 建設プロジェクトの環境影響事後評価管理弁法（試行）

【發布機關】環境保護部  
 【發布番号】環境保護部令第37号  
 【發布日】2015-12-10  
 【実施日】2016-01-01  
 【概要】環境影響の事後評価は、本弁法規定の一部建設プロジェクトに適用する。環境影響報告書を作成した建設プロジェクトが環境保護施設の竣工検収をパスし且つ一定の期間中、安定して稼働した後、実際に生じた環境影響及び汚染防止・生態保護・リスク防止措置の有効性に対する追跡・モニタリングと検証・評価をし、救済方案又は改善措置を提出し、環境影響評価の有効性を向上させる方法・制度を指す。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.mep.gov.cn/gkml/hbb/bl/201512/t20151222\\_319803.htm](http://www.mep.gov.cn/gkml/hbb/bl/201512/t20151222_319803.htm)

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

## 二、里兆解读

### ● 劳务派遣员工“转正”涉及的工龄继承问题

劳务派遣员工在“身份转换”时，针对“身份转换”前的一段工龄，若没有领取过经济补偿<sup>1</sup>，用人单位通常都会碰到劳务派遣员工在“身份转换”过程中的工龄继承问题，所谓“身份转换”的情形主要有如下：

1. 劳务派遣员工转为劳动合同制员工的情形（简称“派遣转正”）
2. 原属于劳动合同制员工，后转为劳务派遣员工的情形（简称“逆向派遣”）
3. 劳务派遣员工在不同劳务派遣单位之间进行转移的情形（简称“派遣转移”）

对此问题，现律师结合法律规定、司法实践及实务操作，简要分析如下。

#### 【法条回顾】

劳务派遣员工的工龄计算和继承问题，主要涉及到的法律依据如下：

1. 《劳动合同法实施条例》第 10 条：劳动者非因本人原因从原用人单位被安排到新用人单位工作的，劳动者在原用人单位的工作年限合并计算为新用人单位的工作年限。原用人单位已经向劳动者支付经济补偿的，新用人单位在依法解除、终止劳动合同计算支付经济补偿的工作年限时，不再计算劳动者在原用人单位的工作年限。
2. 《最高人民法院关于审理劳动争议案件适用法律若干问题的解释（四）》第 5 条：劳动者非因本人原因从原用人单位被安排到新用人单位工作，原用人单位未支付经济补偿，劳动者依照劳动合同法第三十八条规定与新用人单位解除劳动合同，或者新用人单位向劳动者提出解除、终止劳动合同，在计算支付经济补偿或赔偿金的工作年限时，劳动者请求把在原用人单位的工作年限合并计算为新用人单位工作年限的，人民法院应予支持。用人单位符合下列情形之一的，应当认定属于“劳动者非因本人原因从原用人单位被安排到新用人单位工作”：（一）劳动者仍在原工作场所、工作岗位工作，劳动合同主体由原用人单位变更为用人单位；（二）用人单位以组织委派或任命形式对劳动者进行工作调动；（三）因用人单位合并、分立等原因导致劳动者工作调动；（四）用人单位及其关

## 二、里兆解説

### ● 派遣社員を「正規雇用化」する際の勤務年数の継続に関して

派遣社員の「雇用形態の変更」の際、「雇用形態の変更」前の勤務年数に対して経済補償金を支払っていない場合<sup>1</sup>、使用者は、派遣社員の「雇用形態の変更」過程において社員の勤務年数をどのように扱うかという問題に直面することになる。「雇用形態の変更」状況として、以下のパターンが考えられる。

1. 派遣社員を直接雇用の社員に切り替える場合（以下、「派遣社員の正規雇用化」という）
2. 元々、直接雇用の社員であったが、後に派遣社員に切り替える場合（以下、「逆派遣」という）
3. 派遣社員を異なる劳务派遣企業間で移動させる場合（以下、「派遣企業間での移動」という）

これらについて、法律規定、司法実践及び実務上の取扱いを踏まえて考察する。

#### 【法律条項を振り返る】

派遣社員の勤務年数の計算と継続に関する主な法の根拠：

1. 「労働契約法实施条例」第 10 条：労働者が本人の原因によらずに元の使用者から新しい使用者での業務を手配された場合、元の使用者における労働者の勤務年数は新しい使用者における勤務年数に加算する。元の使用者がすでに労働者に対し経済的補償金を支払っている場合において、新しい使用者が法に依拠し労働契約を解除、終了し、経済的補償金を支払う勤務年数を計算するときは元の使用者における労働者の勤務年数は計算しない。
2. 「労働紛争案件を審理する際の適用法律の若干事項に関する最高人民裁判所による解釈（四）」第 5 条：労働者が本人の原因によらずに元の使用者から新しい使用者での業務を手配された場合、元の使用者が経済補償金を支払っておらず、労働者が労働契約法第三十八条規定に従い、新しい使用者と労働契約を解除する場合、又は新しい使用者が労働者に対して労働契約の解除、終了を申し入れた場合で、経済補償金又は賠償金を支払うために勤務年数を計算するとき、労働者が元の使用者における勤務年数を新しい使用者での勤務年数に加算するよう請求した場合、人民裁判所はこれを支持しなければならない。使用者が以下に列挙するいずれかの状況に合致する場合、「労働者が本人の原因によらずに元の使用者から新しい使用者での業務を手配された場合」として認定しなければならない。（一）労働者が依然として元の勤務場所、持ち場で勤務しており、労働契約の

<sup>1</sup> 本文討論の工龄继承问题，均是建立劳务派遣员工在“身份转换”时没有领取经济补偿的前提上的，下同。

<sup>1</sup> 本文で検討している勤務年数継続問題は、いずれも「雇用形態の変更」時に派遣社員が経済補償金を受け取っていないことを前提としている。

联企业与劳动者轮流订立劳动合同；（五）其他合理情形。

主体がもとの使用者から新しい使用者に変わった場合、（二）使用者が委任派遣又は任命により労働者の配置転換を行った場合、（三）使用者の合併、分割などにより労働者の配置転換が生じた場合、（四）使用者及びその関連企業が労働者と交互に労働契約を締結した場合、（五）その他合理的状況。

## 【具体分析】

### 1. 劳务派遣单位是否属于《劳动合同法实施条例》第 10 条中的用人单位？

《劳动合同法实施条例》第 10 条规定，若“劳动者非因本人原因从原用人单位被安排到新用人单位工作的”，除已支付经济补偿外，“劳动者在原用人单位的工作年限应当合并计算为新用人单位的工作年限”。但是，因为劳务派遣单位存在独特性（经营劳务派遣业务），是否能被认为属于该规定中的用人单位而适用该规定呢？

律师认为，虽然劳务派遣单位与普通用人单位存有差异，但是并不妨碍劳务派遣单位被认为属于《劳动合同法实施条例》第 10 条中的用人单位而适用，原因如下：

- 1) 法律并没有将劳务派遣单位排除出用人单位的范围之外：虽然《劳动合同法》对劳务派遣以专章进行规定，并且劳务派遣单位也与普通用人单位存有差异，但法律并没有将劳务派遣单位排除出用人单位的范围之外，劳务派遣单位仍然属于用人单位；
- 2) 《最高人民法院关于审理劳动争议案件适用法律若干问题的解释（四）》第 5 条对“非因本人原因从原用人单位被安排到新用人单位工作”有过明确解释：
  - 劳动者仍在原工作场所、工作岗位工作，劳动合同主体由原用人单位变更为新用人单位；
  - 用人单位以组织委派或任命形式对劳动者进行工作调动；
  - 因用人单位合并、分立等原因导致劳动者工作调动；
  - 用人单位及其关联企业与劳动者轮流订立劳动合同；
  - 其他合理情形。以上描述，也没有将劳务派遣单位排除在外，并且，劳务派遣员工在劳务派遣单位与用工单位之间流转，也基本能够符合“劳动者仍在原工作场所、工作岗位工作，劳动合同主体由原用人单位变更为新用人单位”的情形；
- 3) 对这一点，目前也有些司法判例进行了认可，举一例如《上海市第二中级人民法院（2014）沪二中民三（民）终字第 1576 号民事判决书》。

## 【考察】

### 1. 劳务派遣企业は、「労働契約法实施条例」第 10 条における使用者に該当するか。

「労働契約法实施条例」第 10 条によれば、「労働者が本人の原因によらずに元の使用者から新しい使用者での業務を手配された場合」、経済補償金を支払済みである場合を除いて、「元の使用者における労働者の勤務年数を新しい使用者における勤務年数に加算することになっている。しかし、劳务派遣企業は特異な性質を有する（劳务派遣業務を取り扱う）ため、本規定における使用者として本規定が適用されるであろうか。

劳务派遣企業は一般的な使用者と異なる点があるが、以下の理由により、「労働契約法实施条例」第 10 条における使用者に該当し、本規定の適用を妨げるものではないと筆者は考える。

- 1) 法律は劳务派遣企業を使用者の範囲から除外していない。「労働契約法」では劳务派遣について、個別に章を設けて定めており、また劳务派遣企業は一般的な使用者と異なる点があるが、法律は劳务派遣企業を使用者の範囲から除外しておらず、従って、劳务派遣企業は本規定の使用に該当する。
- 2) 「労働紛争案件を審理する際の適用法律の若干事項に関する最高人民法院所による解釈（四）」第 5 条では、「本人の原因によらずに元の使用者から新しい使用者での業務を手配された場合」について明確に説明している。
  - 労働者が依然として元の勤務場所、持ち場で勤務しており、労働契約の主体が元の使用者から新しい使用者に変わった場合。
  - 使用者が委任派遣又は任命により労働者の配置転換を行った場合。
  - 使用者の合併、分割などにより労働者の配置転換が生じた場合。
  - 使用者及びその関連企業が労働者と交互に労働契約を締結した場合。
  - その他合理的状況。上述の説明でも劳务派遣企業を使用者の範囲から除外しておらず、派遣社員が劳务派遣企業と派遣受入企業との間で移動する場合も、「労働者が依然として元の勤務場所、持ち場で勤務しており、労働契約の主体が元の使用者から新しい使用者に変わった場合」にほぼ当てはまる。
- 3) この点については、これを認める司法判例も現在存在する。例えば、「上海市第二中级人民法院（2014）滬二中民三（民）終字第 1576 号民事判决书」などがそれである。



## 2. 认定工龄继承的条件

律师认为，劳务派遣单位虽然在《劳动合同法实施条例》第 10 条的适用范围之内，但并不意味着，只要劳务派遣员工在劳务派遣单位与用工单位之间实现了“身份转移”，其工龄便要合并计算，根据规定，继承工龄需要满足两个条件：

- 1) 非因本人原因变更用人单位：关于“非因本人原因变更用人单位”，如上所述，《最高人民法院关于审理劳动争议案件适用法律若干问题的解释（四）》第 5 条有过明确解释，对于如何举证证明“非因本人原因变更用人单位”的问题，劳务派遣员工有举证责任，需要证明该变动是受用工单位安排，用工单位如要否认，则通常需要举证证明劳务派遣员工是自愿解除上一个劳动关系，自愿进入新用人单位工作。
- 2) 变更用人单位时并未获得经济补偿：根据《劳动合同法实施条例》第 10 条规定，如果劳务派遣员工在“身份转换”时，对前一段工龄已获得过经济补偿，工龄不再继承；同时，需要注意的是，并非只要原用人单位未支付经济补偿，新用人单位就要继承工龄，确定原单位是否需要支付经济补偿，应当要看劳务派遣员工从原用人单位离职类型，只有属于《劳动合同法》第 46 条规定情形的，原用人单位才有义务支付经济补偿。

### 【劳务派遣员工身份转换时的工龄继承情形总结】

根据上述分析，当劳务派遣员工在“身份转换”时，是因原用人单位（包括劳务派遣单位，或者劳务派遣单位与用工单位一致安排）的安排，并且，原用人单位（包括劳务派遣单位，或者用工单位代为支付）没有向劳务派遣员工支付过经济补偿，则劳务派遣员工在“身份转换”后，其工龄将由下一用人单位继承，具体情形总结如下：

情形	A	B
身份转换	派遣转正：劳务派遣员工先与劳务派遣单位 A 签订劳动合同，并被派遣至 B 工作，后“转正”与 B 签订劳动合同。	
工龄继承	劳务派遣员工在被 A 派遣至 B 工作期间的工龄由 B 继承。	

## 2. 勤務年数継続の認定条件

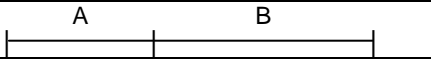
劳务派遣企業は、「労働契約法实施条例」第 10 条の適用範囲内であるが、派遣社員の「雇用形態の変更」が劳务派遣企業と派遣受入企業との間で行われさえすれば、同社員の勤務年数を必ず通期計算しなければならないというわけではない。規定によれば、勤務年数を継続するには以下の 2 つの条件を満たさなければならないことになっている。

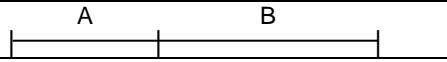
- 1) 使用者の変更が本人の原因によらないこと：「本人の原因によらず使用者を変更する場合」に関しては、上述の通り、「労働紛争案件を審理する際の適用法律の若干事項に関する最高人民裁判所による解釈(四)」第 5 条において明確に説明されており、「本人の原因によらず使用者を変更した」ことの証明責任は派遣社員にあり、当該変動は派遣受入企業が手配したものであることを証明する必要があるが、派遣受入企業がこれを否認する場合には通常、派遣社員の意思で前労働関係を解除し、派遣社員の意思で新しい使用者のもとで勤務することになったことを証明しなければならない。
- 2) 使用者を変更した時に派遣社員が経済補償金を受け取っていないこと：「労働契約法实施条例」第 10 条の規定によれば、派遣社員が「雇用形態の変更」時に、変更前の勤務年数について経済補償金を受け取っている場合、勤務年数は新しい使用者に承継されないことになっている。しかし、元の使用者が経済補償金を支払っていないければ、元の使用者における勤務年数を新しい使用者が必ず承継しなければならないというわけではなく、元の使用者が経済補償金を支払う必要があるかどうかを確定するには、派遣社員が元の勤務先を離職するに至った原因を確認する必要があり、「労働契約法」第 46 条規定の状況に該当する場合に限り、元の使用者は経済補償金を支払わなければならない点に注意する必要がある。

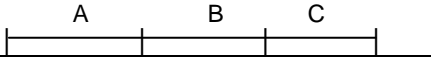
### 【派遣社員の雇用形態を変更する場合の勤務年数継続状況のまとめ】

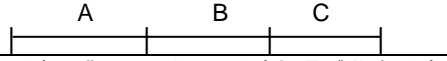
上述の考察によれば、派遣社員の「雇用形態の変更」が、元の使用者（劳务派遣企業を含む）による手配又は劳务派遣企業と派遣受入企業が合意のうえでの手配が原因で行われ、尚且つ元の使用者（劳务派遣企業を含む）が派遣社員に対して経済補償金を支払っておらず、派遣受入企業も立て替えていない場合、派遣社員の「雇用形態の変更」後、同社員の勤務年数は新しい使用者に承継されることになる。下表にて状況別にまとめる。

状況	A	B
雇用形態の変更	派遣社員の正規雇用化：派遣社員が先ず、劳务派遣企業 A と労働契約を締結し、B に派遣され、後に「正規雇用化」されて、B と労働契約を締結する。	
勤務年数継続	派遣社員が A から派遣されて B で勤務した期間における勤務年数は B に承継される。	

情形二	
身份转换	逆向派遣：劳动者先与用人单位 A 签订劳动合同，后受 A 的安排，与劳务派遣单位 B 签订合同，再由 B 逆向派遣至 A。
工龄继承	劳务派遣员工在 A 用工期间的工龄由 B 继承。

状况二	
雇用形態の変更	逆派遣：労働者が先ず、使用者 A と労働契約を締結し、後に A の手配により、劳务派遣企業 B と契約を締結してから、B が A に逆派遣する。
勤務年数継続	派遣社員の A での勤務年数は B に承継される。

情形三	
身份转换	派遣流转：劳务派遣员工受劳务派遣单位 A、B、C 的安排，先后与 A、B、C 签订劳动合同，在其之间流转。
工龄继承	劳务派遣员工在 A、B 的工龄由 C 继承。

状况三	
雇用形態の変更	派遣企業間での移動：派遣社員が劳务派遣企業 A、B、C の手配により、相前後して A、B、C と労働契約を締結し、派遣企業間を移動する。
勤務年数継続	派遣社員の A、B における勤務年数は C に承継される。

### 【总结】

劳务派遣员工在“身份转换”过程中，通常涉及到劳务派遣单位、劳务派遣员工、用工单位三方，如涉及到经济补偿与工龄继承的问题，建议三方之间签署相关协议，以明确工龄继承及相关问题，以免争议。

（里兆律师事务所 2015 年 12 月 25 日编写）

### 【まとめ】

派遣社員の「雇用形態の変更」過程においては通常、劳务派遣企業、派遣社員、派遣受入企業の三者に関係してくるものであるため、経済補償金と勤務年数継続の問題に直面した場合、争いにならないよう、三者間で協議書を締結し、勤務年数の継続及び関係事項について明確にしておくことが望ましい。

（里兆法律事務所が 2015 年 12 月 25 日付で作成）

### 三、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- [债权回收案件](#)
- [劳动人事纠纷](#)
- [新三板挂牌及融资](#)

### 三、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- [債権回収案件](#)
- [労働人事紛争](#)
- [新三板上場及び融資](#)